

鶴岡市農業用水確保緊急支援事業

高温少雨、渇水による農作物被害を防ぐための
渇水対策事業を支援します

1. 対象者 農業者団体（地域の水利組合、生産組合等）
 農業者、土地改良区、農業協同組合
2. 対象期間 令和7年6月1日から9月30日まで
3. 対象事業 緊急的に実施する農業用水確保の取組
 （資機材の借上・購入代、燃料費、委託料等）
 取組例
 ・ 可搬ポンプを使用した取水
 ・ 重機を使用した簡易水路の整備
 ・ 車両による農業用水の運搬 等
 ※農業者への労務対価の支払いは対象となりません
 ※上記以外の取組については、担当までご相談ください
4. 補助率 1 / 2 以内（機材購入代に限り限度額有）
 ※自己負担分を多面的機能支払交付金から支出することは
 できませんのでご注意ください
5. 事前相談 令和7年9月30日まで
 ※金額等未確定の場合でも下記問合せ先までご連絡ください
6. その他 多面的機能支払と中山間地域等直接支払を活用
 した農業用水確保の取組も可能です

問合せ先	本所農山漁村振興課	35-1298	櫛引庁舎産業建設課	57-2114
	藤島庁舎産業建設課	64-5809	朝日庁舎産業建設課	53-2117
	羽黒庁舎産業建設課	26-8777	温海庁舎産業建設課	43-4616